

木更津市

統合型・公開型地理情報システム更新業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

木更津市総務部情報経営課

目次

1	目的	1
2	契約概要	1
	(1) 委託等の名称	1
	(2) 履行場所	1
	(3) 履行内容	1
	(4) 履行期間	1
	(5) 特記事項	1
3	契約方法及び公募型プロポーザル方式を採用する理由.....	2
4	事業スケジュール.....	2
5	事務手順等	3
	(1) 参加意向申出書の提出	3
	(2) 質問書の提出及び回答	3
	(3) 辞退届の提出	4
	(4) 提案資格確認結果の通知	4
	(5) 企画提案書等の提出	5
	(6) 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の開催	8
	(7) 選定結果の通知	9
	(8) 選定結果の公表	9
	(9) 契約の締結	9
6	提案資格	10
7	受託候補者の選定方法.....	11
	(1) 選定方法	11
	(2) 合計点数が同点の場合の選定方法	11
	(3) 提案者が1者又ははない場合の取扱い	11
8	失格条項	12
9	提案上限額	12
10	支払い方法	12
11	その他	12
12	問い合わせ先	13
13	様式等	13

本要領は、木更津市（以下「本市」という。）が利用する統合型・公開型地理情報システム利用（長期継続契約）（以下「契約」という。）の相手方となる事業者（以下「受託者」という。）を、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本市では、市内の地理空間情報を一元的に管理・共有することにより、行政事務の効率化を図るとともに、住民や事業者に対して当該情報を公開することで、利便性の向上並びに地域活動及び経済活動の促進を図ることを目的として、統合型・公開型地理情報システム（以下「GIS」という。）を導入している。

現行 GIS は導入から 5 年が経過し契約期間の満了を迎えることから、これまでの運用実績を踏まえ、操作性及び機能面の改善による更なる業務効率化を図るとともに、道路台帳の電子化等、今後の業務拡大にも柔軟に対応可能な拡張性を確保するため、新たな GIS へ更新するものである。

2 契約概要

(1) 委託等の名称

統合型・公開型地理情報システム利用（長期継続契約）

(2) 履行場所

木更津市朝日三丁目 8 番 1 号 木更津市役所朝日庁舎 ほか

(3) 履行内容

別紙「木更津市統合型・公開型地理情報システム利用（長期継続契約）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

ア 調達及び構築

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

イ 利用及び運用保守

令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで

(5) 特記事項

本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とする。

3 契約方法及び公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、操作性、機能性、拡張性及び他システムとの連携性に加え、構築・移行及び運用における専門性や実績が強く求められることから、価格のみによる競争で選定するのではなく、公募により広く提案を求め、提案内容を総合的に評価して最適な事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」による随意契約とする。

なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、本市関係者で構成する「木更津市統合型・公開型地理情報システム更新業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

4 事業スケジュール

	項目	日程
1	実施要領等の公表	令和 8 年 7 月 13 日（月曜）
2	質問の受付	令和 8 年 7 月 29 日（水曜）午後 5 時まで
3	質問の回答	令和 8 年 7 月 31 日（金曜）午後 5 時まで
4	プロポーザル参加意向申出書の提出	令和 8 年 8 月 5 日（水曜）午後 5 時まで
5	提案資格確認結果の通知	令和 8 年 8 月 10 日（月曜）まで
6	企画提案書等の提出	令和 8 年 8 月 19 日（水曜）午後 5 時まで
7	選定委員会の開催（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 8 年 8 月 26 日（水曜）
8	選定結果の通知	令和 8 年 9 月上旬
9	契約締結予定	令和 8 年 9 月中旬

※日程については、応募状況や選定経過等により変更となることがある。

5 事務手順等

(1) 参加意向申出書の提出

企画提案書等の提出を希望する場合は、次のとおり参加意向申出書及び受託実績調書に、代表者印を押印のうえ、提出すること。

1	提出物	① プロポーザル参加意向申出書（様式 1）	
		② 会社概要書（様式 2） ※認証資格証等の写しを添付すること	
		③ 受託実績調書（様式 3）	
2	受付期間	自 令和 8 年 7 月 13 日（月曜）	
		至 令和 8 年 8 月 5 日（水曜）午後 5 時	
3	提出方法	郵送又は持参	
		郵送	・ 受付期間内に必着すること。 ・ 郵送による提出は、配達状況が確認できる方法によることとし、送付後、追跡番号等を後述の問い合わせ先へ電子メールにより報告すること。
		持参	受付時間は、土、日、祝日を除く次の時間帯とする。 ア 午前 8 時 30 分から正午まで イ 午後 1 時から午後 5 時まで
4	提出先	後述の問い合わせ先	

(2) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

1	提出物	質問書（様式 4）
2	受付期間	自 令和 8 年 7 月 13 日（月曜）
		至 令和 8 年 7 月 29 日（水曜）午後 5 時
3	提出方法	電子メール
4	送付先	後述の問い合わせ先
5	備考	電子メールの送信後、1 日以内（土、日、祝日を除く）に開封通知が届かない場合は、電話で確認すること。

イ 質問に対する回答

令和 8 年 7 月 31 日（金曜）午後 5 時までに、木更津市公式ホームページで公開する。

(3) 辞退届の提出

参加意向申出書の提出後、都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり書面により辞退届を提出すること。

1	提 出 物	辞退届（様式任意・要押印）	
2	提出期限	令和 8 年 8 月 19 日（水曜）午後 5 時	
3	提出方法	郵送又は持参	
		郵送	・受付期間内に必着すること。 ・郵送による提出は、配達状況が確認できる方法によることとし、送付後、追跡番号等を後述の問い合わせ先へ電子メールにより報告すること。
		持参	受付時間は、土、日、祝日を除く次の時間帯とする。 ア 午前 8 時 30 分から正午まで イ 午後 1 時から午後 5 時まで
4	提 出 先	後述の問い合わせ先	

(4) 提案資格確認結果の通知

市は、プロポーザル参加意向申出書の内容について、提案資格を満たしているか確認し、令和 8 年 8 月 10 日（月曜）までに参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、その理由を記載して通知する。

(5) 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること

ア 提出物、部数及び様式

次のとおりとし、用紙サイズは原則として、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

	提出物	部数	様式・備考
1	企画提案書	1	・ 提案書（様式 5）及び企画提案書（任意様式）を提出すること ・ 匿名審査を実施するため企画提案書（任意様式）には事業者名その他提案者を特定できる記載を行わないこと ・ 文字サイズは 10.5 ポイント以上とし（図表中の文字は除く）横書きとすること ・ 表紙及び目次を除き 30 ページ以内とすること ・ 後述「ウ 企画提案書の記載項目」を参照 ・ 添付資料を含めてページ番号を付すこと
2	機能要件一覧表	1	・ 機能要件一覧表（様式 6）を充足すること ・ 後述「エ 機能要件一覧表の記載方法」を参照
3	見積書	1	・ 任意様式 ・ 代表者印を押印すること ・ 内訳、総額及び月額を記載すること
4	1～3 の電子データ	1	・ CD-R 等の記録媒体で提出すること

イ 提出の方法等

1	提出期限	令和 8 年 8 月 19 日（水曜）午後 5 時	
2	提出方法	郵送又は持参	
		郵送	・ 受付期間内に必着すること。 ・ 郵送による提出は、配達状況が確認できる方法によることとし、送付後、追跡番号等を後述の問い合わせ先へ電子メールにより報告すること。
		持参	受付時間は、土、日、祝日を除く次の時間帯とする。 ア 午前 8 時 30 分から正午まで イ 午後 1 時から午後 5 時まで
3	提出先	後述の問い合わせ先	

ウ 企画提案書の記載項目

必須の項目は次のとおりとする。なお、匿名審査を実施するため、企画提案書（任意様式）には、事業者名その他提案者を特定できる記載を行わないこと。

	項目	
1	業務実施方針	
		本業務の内容・性質を踏まえた基本方針
2	調達及び構築フェーズ（本稼働まで）	
		業務実施体制、工程
		プロジェクト管理
		データ搭載
		仮稼働、操作説明
3	利用及び運用保守フェーズ（本稼働以降）	
		運用保守体制、工程
		問い合わせ及び障害対応
		サービスレベル
		データバックアップ
		データ更新
4	システム概要	
		システム構成
		統合型 GIS
		公開型 GIS
5	情報セキュリティ対策	
		システム及びデータセンターのセキュリティ対策
		ログ管理
6	独自提案	
		本市にとって有益と考えられる独自提案
		道路台帳の電子化に対する考え方及び概算費用（※）

※ 道路台帳の電子化について、業務の考え方及び概算費用を把握するため、本市の以下の条件において業務を実施すると仮定した場合の提案を求めるもの。

なお、道路台帳の電子化業務は、本契約に含まれないほか、業務の実施や契約を確約するものではない。

想定業務	道路台帳図の電子化業務	
本市の条件	道路台帳図図面枚数	約 410 面
	認定路線総延長	約 957km
提案内容	業務方針	
	業務実施手法及び工程	
	概算費用	

エ 機能要件一覧表の記載方法

(ア) 機能要件一覧表（様式 6）を充足する方法により作成すること。

(イ) 機能要件に対する実現方法は、対応可否欄に以下のとおり記載すること。

回答	内容
○	標準対応機能
△	カスタマイズ対応又は代替対応
×	対応不可

(ウ) 回答が「△」の場合、備考欄にカスタマイズ対応又は代替対応の内容を記載すること。また、カスタマイズ対応又は代替対応に係る経費は、見積書の金額に含めること。

オ 提出に関する特記事項

(ア) 専門知識を有しない者でも理解できるように可能な限り平易な表現とし、難解な専門用語を使用する必要がある際には、必ず注釈をつけること。

(イ) 提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないこと。

(エ) 提出書類に関する問い合わせや、追加の資料提出を求める場合があること。

(6) 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の開催

選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

1	日 時	令和 8 年 8 月 26 日（水曜） ※開始時間は別途通知する	
2	場 所	木更津市役所朝日庁舎 1 階 会議室 1-4	
3	出席者	5 名以内	
4	順 番	プロポーザル参加意向申出書の受付順	
5	内 容	1 事業者 60 分程度	
		準備	5 分程度
		プレゼンテーション	40 分以内
		デモンストレーション（操作説明）	
		質疑応答	10 分程度
		片付け	5 分程度
6	プレゼンテーション	・企画提案書に沿って説明するものとし、提案内容を修正するような説明は禁止とする。 ・プレゼンテーション用に、企画提案書の内容を要約したパワーポイント等を利用することを認めるが、新たな資料配布は禁止とする。 ・プレゼンテーションで使用するパソコンは、事業者において用意すること。なお、モニター及び HDMI ケーブルは本市が用意する。	
7	デモンストレーション	統合型 GIS 及び公開型 GIS について、実際に操作を行い、特徴等を説明すること。	
		統合型 GIS	・本市の LGWAN 環境を用いた操作説明とし、パソコンは本市が用意したものを使用すること。 ・本市の面積（約 139 km²）及び人口（約 13.6 万人）と同規模以上の自治体の動作環境を準備すること。 ・同一条件での動作比較のため、最低限、以下のデータを搭載すること。 ①都市計画基本図（レベル 2500、全域） ②都市計画法規制情報 ③道路台帳（現況図レベル 1000、全域） ④航空写真（全域）

		公開型 GIS	・ 現在運用中の公開型 GIS（本市と同規模面積の 1 自治体）に実際に接続すること。 ・ 使用するパソコンは事業者において用意することを想定している。
8	匿名審査に関する特記事項	・ 事業者名その他提案者を特定できる発言を行わないこと。 ・ 会場にはパーテーションを設置し、選定委員から提案者が見えない環境で実施する。なお、提案者が選定委員の様子を確認できるよう、カメラ及びモニターは本市が用意する。	

(7) 選定結果の通知

参加者全員に対して、結果通知書を書面で通知する。なお、審査結果の異議申し立ては一切応じない。

(8) 選定結果の公表

市は、選定結果について、次のとおり公表する。

1	公表項目	① 事業者の名称（受託候補者以外は「A 社」「B 社」…と掲載）
		② 合計点数
2	公表方法	木更津市公式ホームページへ掲載する方法
3	その他	審査結果等については、木更津市情報公開条例（平成 12 年木更津市条例第 4 号）に基づく情報の開示請求の対象となる。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報は不開示情報とする。

(9) 契約の締結

原則、企画提案書等に記載された事項を、仕様書及び機能要件書と併せて契約時の仕様として取り扱い、木更津市財務規則（昭和 62 年規則第 1 号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から再度、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとする。なお、次の事項に留意すること。

ア 仕様書及び機能要件書に規定された要件に係る追加提案等については、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものと解する。

イ 事業の目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、受託者との協議を経て、項目の変更又は見積金額等の変更を行うことがある。

ウ 事故等により受託候補者から見積書の徴取が不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合は、準受託候補者と協議のうえ、契約を締結する。

6 提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

	参加資格要件	
1	木更津市入札参加資格者名簿に登載された者	
2	受託者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者	
3	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の事項に該当しない者	
	手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は本プロポーザルの公表日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者	
	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者	
	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者	
4	過去に統合型・公開型 GIS の構築又はこれに準ずる契約受託の実績がある者	
5	次の全ての認証を有効に取得している者	
	JIS Q 9001（ISO9001：品質マネジメントシステム）	
	JIS Q 14001（ISO14001：環境マネジメントシステム）	
	JIS Q 15001（プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム）	
	JIS Q 20000-1（ISO/IEC20000-1：IT サービスマネジメントシステム）	
	JIS Q 27001（ISO/IEC27001：情報セキュリティマネジメントシステム）	
	JIS Q 27017（ISO/IEC27017：クラウドセキュリティ）	

7 受託候補者の選定方法

会社概要書、受託実績調書、企画提案書及び機能要件一覧表の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果並びに見積価格を総合的に判断し、最も優れた事業者を選定し、受託候補者として決定する。

(1) 選定方法

選定委員会の委員 6 名の審査により、次の審査項目を点数化し、合計点数が 120 点以上の事業者のうち、最も高い事業者を受託候補者、2 番目に高い事業者を準受託候補者とする。

	審査項目		配点	
1	企画提案	業務実施方針	5	115
		調達及び構築フェーズ（本稼働まで）	20	
		利用及び運用保守フェーズ（本稼働以降）	25	
		システム概要	35	
		情報セキュリティ対策	10	
		独自提案	20	
2	会社概要・受託実績		15	
3	機能要件		40	
4	見積価格		30	
合計			200	

(2) 合計点数が同点の場合の選定方法

審査結果において複数事業者が同点となった場合は、委員ごとの合計点において最も高い評価を得た委員数が多い事業者を受託候補者とし、さらに同点の場合は、「見積価格」の点数が高い事業者を受託候補者に選定する。なお、見積価格の点数も同点の場合は、当該事業者によるくじ引きにより決定する。

(3) 提案者が 1 者又はない場合の取扱い

ア 提案者が 1 者のみの場合

提案者が 1 者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点（120 点）を満たすときは当該応募者を受託候補者とする。なお、基準点に満たない場合は、再度公募を検討する。

イ 提案者がいない場合

提案者がいない場合は、再度公募を検討する。

8 失格条項

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、当該参加者の提案を無効とする。

	失格条項
1	企画提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
2	企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
3	企画提案書等の提出書類に重大な虚偽の内容が記載されている場合
4	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当した場合
5	本要領に定められた以外の手法により、本市職員に評価項目等、内部情報提供の援助を求めた場合
6	本要領 6 の提案資格を満たしていないと判断される場合
7	本要領に違反又は逸脱した場合

9 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、総額 38,598,780 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、これを超える提案はできないものとする。また、提案後の増額は原則認めないほか、契約に係る予定価格は別途算定するものとする。

10 支払い方法

イニシャルコスト（調達及び構築に係る費用）及びランニングコスト（利用及び運用保守に係る費用）の総額を 60 か月で均等に按分した月額払いとし、利用及び運用保守期間に合わせて支払うこととする。

11 その他

- (1) 提案事業者がない場合を除き、本プロポーザルは実施する。
- (2) 事業者は一つの提案のみを行うこと。
- (3) 提出された書類及び記録媒体は、返却しない。また、審査目的の範囲で複製することができるものとするが、木更津市情報公開条例（平成 12 年木更津市条例第 4 号）に基づく情報の開示請求の場合を除き、提案事業者に断りなく他自治体・他社等に公開・配布はしない。

- (4) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせ、異議申し立てを行うことはできない。
- (5) 本プロポーザルに要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (6) 本市から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、事業者は速やかに応じること。
- (7) スケジュール、その他の事項に変更がある場合は、その都度、事業者へ通知する。
- (8) 受託者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) その他、本要領及び仕様書に定めのない事項は、双方協議の上、定めるものとする。

1 2 問い合わせ先

住 所：〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目 8 番 1 号 木更津市役所朝日庁舎

部 署：総務部 情報経営課

担 当：星野

電 話：0438-23-8076（直通）

メール：system_atmark_city.kisarazu.lg.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

1 3 様式等

別紙・様式	名称	項目番号
別紙	仕様書	2-(3)
様式 1	プロポーザル参加意向申出書	5-(1)
様式 2	会社概要書	5-(1)
様式 3	受託実績調書	5-(1)
様式 4	質問書	5-(2)
様式 5	提案書	5-(5)
様式 6	機能要件一覧表	5-(5)
任意様式	辞退届	5-(3)
	企画提案書	5-(5)
	見積書	5-(5)